

令和7年度 第1回草津市国民健康保険運営協議会 会議録

日時 令和7年9月4日（木）午後1時30分～午後2時50分

場所 市役所4階 行政委員会室

出席委員

公益代表：長谷川 千春委員 大脇 正美委員

木村 幸代委員

被保険者代表：松田 博委員 廣岡 清満委員

新庄 さとみ委員

保険医・薬剤師代表：吉崎 健委員 宮本 彩子委員

丸山 芳樹委員 大迫 翔平委員

被用者保険代表：松村 直和委員 廣部 市太郎委員

岡田 昌子委員

事務局

黒川健康福祉部長 小川健康福祉部副部長

横江保険年金課長 堀江税務課長

岸納税課長 井上健康増進課長

力石保険年金課係長 谷保険年金課主任保健師

山中保険年金課主任

【健康福祉部長挨拶】

健康福祉部の黒川でございます。委員の皆様には、日頃から市政の運営に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度は、大変御多用の中、令和7年度第1回目の「草津市国民健康保険運営協議会」に御出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、前回の本協議会で議題をあげさせていただきましたが、被保険者数の減少に伴う国民健康保険税収の減少や、医療の高度化等により一人当たりの医療費が増加傾向にあることから、年々厳しさを増す国民健康保険の財政運営を踏まえ、令和7年度から税率を改正させていただきました。

こうした中、令和7年度におきましても、大きな混乱もなく、スムーズな滑りだしができましたこと、これもひとえに国保事業に携わる皆様方の御尽力のおかげと、心から感謝を申し上げます。

「第3期滋賀県国民健康保険運営方針」におきましては、県内市町の保険料水準の統一化の目標年度を令和9年度と定められているところでございます。

また、詳細は後ほど事務局から御説明いたしますが、令和8年度からは国の方針に基づき、少子化対策の抜本的強化として、子育て世帯を支える新たな分かち合い・連携の仕組みとして、「子ども子育て支援金制度」が創設されます。

今後の県内市町の保険料水準の統一化の実施や、子ども子育て支援金制度の実施に向けましては、本協議会の皆様とも協議を重ねながら、制度改正に伴う課題への対応を検討するなど、適正な国保制度の運用を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今後も本市の国民健康保険事業が健全に運営できますよう、委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見・御提言を賜りますようお願い申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。

<審議事項>

草津市国民健康保険の運営状況および令和6年度国民健康保険事業特別会計の決算見込みについて

【事務局】・・・資料1－1、1－2に基づき説明

【会長】

運営状況について、被保険者数の推移は、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行により減少傾向であるとのことでした。また、令和6年度は、予算編成の段階で歳入金額に不足が見込まれたため、約3億6千6百万円の基金の取崩を行ったということです。

しかしながら、決算見込みでは、
歳入に関しては、

- ・国民健康保険税が見込みを上回ったこと
- ・県支出金のうちの特別調整交付金が見込みを上回ったこと、

歳出に関しては、

- ・国保連への手数料が見込みを下回ったこと、
- ・特定健診等の受診者数が見込みを下回ったこと

などにより、令和6年度の実質収支額は、約8千5百万円となったとのこと。この実質収支額のうち、約4千9百万円は、昨年度に概算払のため超過交付の状態となっている特定健診・保健指導負担金等の県支出金や、一般会計の精算分を、令和7年度に返還することになるようです。結果として、約3千6百万円を基金に積み立てる予定とのこと。

こうした状況の中、令和7年度末の基金残高は、約4千9百万円を見込んでいるとのこと、基金残高の状況等を踏まえながら、令和8年度の納付金の結果に基づき税率等を検討していきたいとの説明でした。

それでは、ただ今の説明について、御意見や、御質問があればお願いいたします。

【委員】

国民健康保険税の滞納繰越分について、滞納があった分は、翌年度以降に収納されると思いますが、その収納率は例年概ね何パーセント程度なのか教えてください。

【事務局】

令和5年度の滞納繰越分の収納率が18.99%で、令和6年度は20.44%ということで、滞納繰越分の収納率は上昇している状況になっております。どうしても徴収ができない方につきましては、執行停止をするなどの対応を行っています。

また、保険年金課での国民健康保険の脱退手続きの際、保険税の滞納がある方につきましては、納税課に御案内をさせていただき、未納分のお支払いに関する御相談をさせていただくなど、連携をさせていただいております。

引き続き、このような手段を取ることで、皆様に保険税をお支払いいただけるようにしてまいりたいと思っております。

【委員】

2点ご質問があります。

1点目、保険給付費の推移について、一人当たりの医療費が増加しているということでございますが、入院と通院の内訳を教えてください。

2点目、他の保険者では、ジェネリック差額通知をやめていく方向性を示しているところもあると聞いているが、草津市では今後も継続されるのでしょうか。また、利用促進の取り組みとして草津市で実施されていることがありましたら教えてください。

【事務局】

1点目の医療費の入院と通院の内訳でございますが、資料1-2の5ページにお示しをさせていただきますいております。全体の費用額にはなりますが、令和6年度、入院については、前年度比で98.34%、入院外については、前年度比で92.74%となっております。

2点目のジェネリック医薬品の差額通知でございますが、年々ジェネリック医薬品の利用率は上昇していることから、お送りする差額通知の数も減少傾向にあります。しかし、県内全体で取組を進めておりますので、現在のところこの取組をやめることは考えておりません。また、差額通知をお送りするほか、ジェネリック医薬品を利用いただくための取組としては、国民健康保険に加入された方に窓口で啓発物品をお渡ししています。

また、ジェネリック医薬品の利用率について、一時期、ジェネリック医薬品の供給不足が発生しておりましたが、直近は88%程度になっています。このことから、医薬品の供給不足の解消が進んできているのかと考えておりますが、実際の現場の状況はいかがでしょうか。

【委員】

医薬品の供給不足に関しては、まだ完全には解消していないのが現状です。

また、ジェネリック医薬品の利用率が上昇している背景には、選定療養費制度の開始が影響していると考えられます。具体的には、ジェネリック医薬品がある薬について、患者が先発医薬品を選択すると保険適用外の費用が発生するため、病院でその点を説明するとジェネリック医薬品を利用される方がいらっしゃいます。

そこでご質問ですが、ジェネリック医薬品の差額通知については、選定療養費を含めた額で算定しているのか、それとも単純に薬剤価格の差を示しているのか、どちらでしょうか。

【事務局】

選定療養費は保険適用外となりますので、ジェネリック医薬品の差額通知につきましては、草津市ではレセプトに基づき、保険適用分をお送りしております。

【委員】

保険適用外の分の費用についても示すことができれば、利用者にとってもより差額を認識していただけたと思います。

【事務局】

レセプトには保険適用外の分の費用については載らないため、差額通知にも反映することは難しい状況です。

<審議事項>

令和7年度当初予算について

【事務局】・・・資料2に基づき説明

<その他>

子ども・子育て支援金制度について

【事務局】・・・資料3に基づき説明

【会長】

ただ今の説明について、御意見や御質問があればお願いします。

【委員】

すでに賦課限度額に達している人は、子ども・子育て支援金分の国民健康保険税を新たに支払う必要はないのか、教えてください。

【事務局】

賦課限度額については、現行の医療分、後期高齢者支援分、介護分ごとに設けられております。子ども・子育て支援金制度にも賦課限度額が設けられますが、すでに現行の医療分、後期高齢者支援分、介護分の賦課限度額に達している人につきましても、新たに導入される子ども・子育て支援金制度の分は、国民健康保険税をお支払いいただく必要がございます。

【委員】

制度の内容について、市民の皆様について、どのような手段で周知されるのか教えてください。

【事務局】

令和8年度から本制度を開始する場合、今年度中に議会に条例改正についての承認を得た上で、令和8年4月から6月にかけて、市のホームページや広報等で市民の皆様には御案内をさせていただきたいと思っています。

【委員】

被保険者個人に対して、税額について直接お知らせされる機会はあるのでしょうか。

【事務局】

毎年、6月の国保税の当初発送において、税額の内訳をお知らせする通知をお送りしておりますので、その中で、子ども・子育て支援金の税額をお示しする予定をしております。

<その他>

今後のスケジュール等について

第1回 令和7年9月4日（木）

- ・草津市国民健康保険の運営状況および令和6年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについて
- ・令和7年度当初予算について

第2回 令和8年1月下旬（予定）

- ・令和8年度国民健康保険事業納付金の算定等について
- ・令和8年度草津市国民健康保険事業の運営について
（令和8年度国民健康保険税率設定の方向性）